

地域医療機関医師適正配置検討委員会設置規程

制 定 平成25年1月4日和医大規程第94号

最終改正 令和3年4月1日和医大規程第39-4号

(設置)

第1条 透明性・客観性のある医師配置を適正に行うため、和歌山県立医科大学に地域医療機関医師適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長から依頼を受け、地域医療機関からの医師配置要請（常勤医に限るものとし、従来からの継続分は除く。ただし、継続分であっても、県内公的病院等の運営・存続に重大な支障があり、緊急に医師配置を行う必要があると学長が判断した場合は、継続分を含む。）にかかる支援の必要性について審議し、その結果を学長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員12名をもって組織する。

2 委員長は、地域・国際貢献推進本部長をもって充てる。

3 委員のうち1名は、附属病院長をもって充てる。

4 委員のうち1名は、産官学連携推進本部長をもって充てる。

5 委員のうち1名は、地域医療支援センター長をもって充てる。

6 委員のうち6名は、医学部教授のうち、教養・医学教育大講座から1名、基礎医学部門から1名及び臨床医学部門から内科系教授2名、外科系教授2名を委員長の推薦に基づき学長が任命する。

7 委員のうち3名は、地域の医療機関と利害関係の無い有識者から2名及び県の医療行政担当部署から1名を委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域医療支援センターにおいて行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。